

消費税法 解答速報

第 75 回税理士試験 消費税法解答速報（令和 7 年 8 月 8 日 現在）

解答は、弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。
また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕

問 1（35 点）

(1)（合計 17 点）

① 消費税の課税対象（4 点）

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）
及び特定仕入れには、消費税を課する

② 電気通信利用役務の提供の国内取引の判定（2 点）

電気通信利用役務の提供が国内において行われたかどうかの判定は、電気通信利用役務の
提供を受ける者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が国内にある
かどうかにより行うものとする。

③ 資産の譲渡等（2 点）

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

④ 特定資産の譲渡等（4 点）

事業者向け電気通信利用役務の提供（※ 1）及び特定役務の提供をいう。

（※ 1） 国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その電気通信利用役務の提
供に係る役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件等からその役務の提供
を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

⑤ 本件取引の取扱い（5 点）

A 社が行うサービスは事業者以外の者であっても利用できるものであることから事業者
向け電気通信利用役務の提供に該当しないため、特定資産の譲渡等に該当しない。

また、このサービスは日本国内に住所を有する者に対して行われていることから国内にお
いて対価を得て行われる役務の提供に該当するため、消費税の課税対象となる。

(2) (合計 18 点)

① 小規模事業者に係る納税義務の免除の特例 (4 点)

事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である者(適格請求書発行事業者を除く。)については、納税義務者の原則の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下同じ。)及び特定課税仕入れ(課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。)につき、消費税を納める義務を免除する。

② 前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例 (4 点)

法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である場合において、特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超えるときは、その事業年度における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

③ 新設法人の納税義務の免除の特例

イ 新設法人の納税義務の免除の特例 (2 点)

新設法人のその基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

ロ 外国法人の特例 (2 点)

その事業年度の基準期間がある外国法人が、その基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、その事業年度については、基準期間がないものとみなしてイの規定を適用する。

ハ 新設法人 (2 点)

その事業年度の基準期間がない法人(※1)のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人をいう。

④ A 社の設立第 3 期目の課税期間の納税義務 (4 点)

A 社は、当課税期間の基準期間の末日の翌日令和 5 年 10 月 1 日以後の令和 6 年 11 月 1 日から国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始していることから、当課税期間は基準期間がないものとみなされ、新設法人の納税義務の免除の特例の規定が適用される。

したがって、A 社の資本金が 2,000 万円であることから、A 社は新設法人に該当し、設立第 3 期目の課税期間は消費税の納税義務は免除されない。

問 2 (15 点)

(1) (2 点)

個別対応方式による場合において、課税売上割合に準ずる割合で納税地の所轄税務署長の承認(※1)を受けたときは、承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、個別対応方式の共通仕入控除税額は課税売上割合に代えて、その割合を用いて計算した金額とする。

(※1) 課税売上割合に準ずる割合を用いて共通仕入控除税額を計算しようとする課税期間の末日までに申請書の提出があった場合において、同日の翌日から同日以後一月を経過する日までの間に納税地の所轄税務署長の承認があったときは、その課税期間の末日においてその承認があったものとみなす。

(2) (合計 13 点)

① B社の仕入控除税額の計算方法(3点)

B社の当課税期間の課税売上割合が92%と95%未満のため、B社は個別対応方式又は一括比例配分方式により仕入控除税額の計算を行うこととなる。

B社は前々課税期間から一括比例配分方式を適用しているが、その方法により計算することとした課税期間の初日令和4年4月1日から2年を経過する日令和6年3月31日までの間に開始する課税期間は一括比例配分方式を継続適用しなければならないが、当課税期間は個別対応方式と一括比例配分方式の選択適用をすることができる。

なお、B社は課税売上割合に準ずる割合の適用があることから個別対応方式により仕入控除税額を計算する際は、共通仕入控除税額は課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合を計算した金額とする。

② 消費税法上の規定

イ 課税売上高5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合

(a) 内容(2点)

仕入れに係る消費税額の控除において、その課税期間における課税売上高が5億円を超えるとき、又は課税売上割合が95%に満たないときは、課税仕入れ等の税額の合計額は、区分経理されている場合には個別対応方式により、されていない場合には一括比例配分方式により計算した金額とする。なお、区分経理されている場合においても一括比例配分方式によることもできる。

(b) 区分経理(1点)

その課税期間中に国内において行った課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びにその課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、次の3つに区分することをいう。

- ㊦ 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの
- ㊧ その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの
- ㊨ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

(c) 個別対応方式（2点）

①に②を加算する方法をいう。

① 課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等の税額の合計額

② 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額

(d) 一括比例配分方式（2点）

その課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法をいう。

ロ 個別対応方式における課税売上割合に準ずる割合の適用（2点）

個別対応方式による場合において、課税売上割合に準ずる割合で次の要件をすべて満たすときは、②の承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、(c)個別対応方式の②に掲げる金額は課税売上割合に代えて、その割合を用いて計算した金額とする。

① 事業者の営む事業の種類又はその事業に係る費用の種類に応じ合理的に算定される割合であること。

② 納税地の所轄税務署長の承認を受けたものであること。

ハ 一括比例配分方式の変更制限（1点）

一括比例配分方式により計算することとした事業者は、その方法により計算することとした課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始する各課税期間においてその方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、個別対応方式により計算することはできない。

〔第二問〕 ◎ 2 点 × 10 箇所 + ★ 1 点 × 30 箇所 = 50 点

I 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 標準税率		
① 課税資産の譲渡等		
賃貸収益 (8,250,000 + 2,750,000) ★ + 雑収入 242,453 ★ + 車両売却 (1,969,606 - 12,050) + 建物売却 (495,000,000 + 500,000,000 + 330,233) ★ = 1,008,530,242 $1,008,530,242 \times \frac{100}{110} = 916,845,674$		
② 特定課税仕入れ		
広告宣伝費 50,184,347 ★		
③ 合計		
① + ② = 967,030,021 → 967,030,000 (千円未満切捨)		
(2) 軽減税率		
売上高 3,687,048,955 - 467,874,500 = 3,219,174,455 $3,219,174,455 \times \frac{100}{108} = 2,980,717,087 \rightarrow 2,980,717,000$ (千円未満切捨)		
(3) 合計		
(1) + (2) = 3,947,747,000		
金 額		円
◎ 3,947,747,000		

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程			(単位：円)
(1) 標準税率			
$967,030,000 \times 7.8\% = 75,428,340$			
(2) 軽減税率			
$2,980,717,000 \times 6.24\% = 185,996,740$			
(3) 合計			
$(1) + (2) = 261,425,080$			
		金額	円
		◎	261,425,080

Ⅱ 仕入に係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計 算 過 程			(単位：円)
(1) 課税売上高			
① 国内売上 $(916,845,674 + 2,980,717,087) +$ 輸出売上 $467,874,500 = 4,365,437,261$			
② $(14,247,289 + 40,402,160) \times \frac{100}{108} = 50,601,341$			
③ ①－②＝4,314,835,920			
(2) 非課税売上高			
① 受取利息 $(9,786 + 765,474) \star +$ 賃貸収益 $(30,934,530 + 2,970 + 50,000,000 + 6,000,000) \star$			
＋株式売却 $347,400,000 \times 5\% +$ リサイクル料金 $12,050 \times 5\% \star +$ 土地売却 $(330,000,000$			
$+ 550,000,000 + 82,550) = 985,165,912$			
② 2,970 ★			
③ ①－②＝985,162,942			
(3) 課税売上割合			
$\frac{(1)}{(1)+(2)} = \frac{4,314,835,920}{5,299,998,862}$			
		課税売上割合	円
		◎	4,314,835,920
			5,299,998,862
			円

【仕入に係る消費税額の計算方法の判定】

計 算 過 程		(単位：円)
課税売上割合	$\frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} = 0.8141 \dots < 95\%$	
	判定結果	☐ 全額控除 ☒ 個別対応方式 一括比例配分方式 いずれかに✓を付すこと

【仕入に係る消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 区分経理及び税額	
① 標準税率	
イ 個別対応方式	
(a) 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの	
① 課税仕入れ	
通勤手当 7,697,063 + 広告宣伝 26,560,000★ + 旅費交通 (3,819,476 - 3,000 + 8,200 + 547,000)★ + 地代家賃 (12,346,000 - 3,960,000) + 材料仕入 13,680,492 + 賃金 37,843,920 + 福利厚生 (845,610 + 600,000)★ + 消耗品 169,328,916 + 修繕費 190,263,441 + 水道光熱 75,812,921 + 試験研究 (4,699,546 + 5,138,401 + 2,204,320 - 545,000 - 165,000 + 4,961,360)★ + 雑費 9,694,324 = 561,377,990 $561,377,990 \times \frac{7.8}{110} = 39,806,802$	
② 適格請求書発行事業者以外	
$3,960,000 \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 224,640$ (円未満四捨五入)★	
③ 特定課税仕入れ	
$50,184,347 \times 7.8\% = 3,914,379$ ★	
④ ① + ② + ③ = 43,945,821	
(b) その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの	
売却手数料 13,200 $13,200 \times \frac{7.8}{110} = 936$ ★	

【仕入に係る消費税額】（続き）

計 算 過 程		（単位：円）
(c) 共通して要するもの		
① 課税仕入れ		
通勤手当 1,225,893 + 福利厚生 (160,600 + 120,000) ★ + 広告宣伝 (650,000 + 5,490,000) ★ + 旅費交通 (713,454 - 1,500 + 103,000) + 接待交際 (12,065,405 - 2,346,500 - 3,450,000 - 1,100,000) ★ + 通信費 (2,172,389 - 125,500) + 修繕費 1,987,603 ★ + 教育研修 (2,756,432 - 880,000) + 雑費 {1,800,000 + 431,000 ★ + 1,237,054 - 210,755 - (870,000 - 181,700)} + 水道光熱 1,195,579 + 消耗品 2,546,198 + 賃借料 2,764,537 + 手数料 8,967,481 + 仲介手数料 (27,291,000 + 34,716,000) ★ + 製品不良 (210,989,345 + 4,010,680 + 13,094,400 + 45,526,600 - 4,501,000 + 784,230 ★) + 車両 8,201,420 ★ = 377,696,745 $377,696,745 \times \frac{7.8}{110} = 26,782,132$		
② 適格請求書発行事業者以外		
$(2,346,500 + 880,000 + 870,000 - 181,700 + 4,501,000) \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 477,405 ★$		
⊕ ① + ② = 27,259,537		
(d) 控除対象仕入税額		
$43,945,821 + 27,259,537 \times \frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} = 66,138,359$		
ロ 一括比例配分方式		
(a) 課税仕入れ		
561,377,990 + 13,200 + 377,696,745 = 939,087,935 $939,087,935 \times \frac{7.8}{110} = 66,589,871$		
(b) 適格請求書発行事業者以外		
$(3,960,000 + 2,346,500 + 880,000 + 870,000 - 181,700 + 4,501,000) \times \frac{7.8}{110} \times 80\%$ = 702,045（円未満四捨五入）		
(c) 特定課税仕入れ 3,914,379		
(d) 控除対象仕入税額		
$(66,589,871 + 702,045 + 3,914,379) \times \frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} = 57,970,480$		

【仕入に係る消費税額】(続き)

計 算 過 程				(単位：円)
② 軽減税率				
イ 個別対応方式				
(a) 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの				
材料仕入 (456,012,654－13,680,492) + 試験研究 (57,996,973－4,699,546+7,028,244)				
=502,657,833				
$502,657,833 \times \frac{6.24}{108} = 29,042,452$				
(b) 共通して要するもの				
① 課税仕入れ				
雑費 754,000+243,000★ + 210,755－181,700 = 1,026,055				
$1,026,055 \times \frac{6.24}{108} = 59,283$				
② 適格請求書発行事業者以外				
$181,700 \times \frac{6.24}{108} = \mathbf{8,398 \star}$				
③ ①+②=67,681				
(c) 控除対象仕入税額				
$29,042,452 + 67,681 \times \frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} = 29,097,552$				
ロ 一括比例配分方式				
(a) 課税仕入れ				
$502,657,833 + 1,026,055 = 503,683,888$				
$503,683,888 \times \frac{6.24}{108} = 29,101,735$				
(b) 適格請求書発行事業者以外 8,398				
(c) 控除対象仕入税額				
$(29,101,735 + 8,398) \times \frac{4,314,835,920}{5,299,998,862} = 23,699,146$				
(2) 有利判定				
① 個別対応方式				
$66,138,359 + 29,097,552 = 95,235,911$				

【仕入に係る消費税額】(続き)

計 算 過 程		(単位：円)
② 一括比例配分方式		
$57,970,480 + 23,699,146 = 81,669,626$		
③ 有利判定		
① > ② ∴ 95,235,911		
	金 額	円
		◎ 95,235,911

【仕入に係る消費税額の調整】

計 算 過 程		(単位：円)
【課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入に係る消費税額の調整】		
(1) 調整対象固定資産の判定		
ソフトウェア	$31,500,000 \times \frac{100}{110} = 28,636,363 \geq 1,000,000$	∴ 該当 ★
(2) 課税売上割合が著しく変動した場合の調整		
① 仕入等々の課税期間の課税売上割合		
	$\frac{3,245,287,552}{3,260,120,198} = 0.9954\cdots$	
② 通算課税売上割合		
	$\frac{3,245,287,552 + 3,452,433,566 + 4,314,835,920}{3,260,120,198 + 3,551,928,722 + 5,299,998,862} = \frac{11,012,557,038}{12,112,047,782} = 0.9092\cdots$	
③ 著しい変動の判定 (判定★)		
	$0.9954\cdots - 0.9092\cdots \geq 5\%$	
	$\frac{0.9954\cdots - 0.9092\cdots}{0.9954} < 50\%$	
∴ 著しい変動に該当しない		

【仕入れに係る消費税額の調整】（続き）

計 算 過 程				（単位：円）
【居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整】				
(1) ビルA				
① 居住用賃貸建物の判定				
$(420,000,000 + 330,233) \times \frac{100}{110} = 382,118,393 \geq 10,000,000 \quad \therefore \text{該当}$				
② 課税譲渡等割合				
イ 譲渡対価の額				
$495,000,000 \times \frac{100}{110} = 450,000,000$				
ロ 賃貸収入				
$6,875,000 + 41,250,000 + (30,934,530 + 2,970) - 2,970 = 79,059,530$				
ハ 課税譲渡等割合				
$\frac{\text{イ}}{\text{イ} + \text{ロ}} = \frac{450,000,000}{529,059,530} \star$				
③ 調整税額				
$(420,000,000 + 330,233) \times \frac{7.8}{110} \times \frac{450,000,000}{529,059,530} = 25,351,315$				
(2) ビルB				
① 居住用賃貸建物の判定				
$(160,000,000 + 160,000,000 + 172,000,000) \times \frac{100}{110} = 447,272,727 \geq 10,000,000$				
$\therefore \text{該当}$				
② 課税譲渡等割合				
イ 譲渡対価の額				
$(500,000,000 + 330,233) \times \frac{100}{110} = 454,845,666$				
ロ 賃貸収入				
$50,000,000 + 50,000,000 = 100,000,000$				
ハ 課税譲渡等割合				
$\frac{\text{イ}}{\text{イ} + \text{ロ}} = \frac{454,845,666}{554,845,666} \star$				
③ 調整税額				
$(160,000,000 + 160,000,000 + 172,000,000) \times \frac{380,000,000}{120,000,000 + 380,000,000} \times \frac{7.8}{110} \times \frac{454,845,666}{554,845,666}$				

【仕入に係る消費税額の調整】（続き）

計 算 過 程			（単位：円）
=21,735,641			
(3) (1)+(2)=47,086,956			
(4) 調整後の仕入に係る消費税額			
95,235,911+47,086,956=142,322,867			
	調整税額	◎	47,086,956 円
	調整後の仕入に係る消費税額	◎	142,322,867 円

【返還等対価に係る税額】

計 算 過 程			（単位：円）
$(14,247,289 + 40,402,160) \times \frac{6.24}{108} = 3,157,523$			
	金額	◎	3,157,523 円

【貸倒れに係る税額】

計 算 過 程			（単位：円）
$475,431 \times \frac{6.24}{108} = 27,469$			
	金額	◎	27,469 円

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程			（単位：円）
(1) 控除税額小計			
142,322,867+3,157,523+27,469=145,507,859			
(2) 差引税額			
261,425,080-145,507,859=115,917,221 → 115,917,200（百円未満切捨）			
	金額		115,917,200 円

Ⅳ 中間納付税額の計算

【中間納付税額の計算】

計 算 過 程 (単位：円)		
【申告の要否の判定】		
(1) 一月中間申告		
$\frac{107,164,200}{12月} = 8,930,350 > 4,000,000 \quad \therefore \text{適用あり}$		
【中間納付税額】		
8,930,300（百円未満切捨）×11=98,233,300		
	金額	円
		◎ 98,233,300

Ⅴ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額の計算】

計 算 過 程 (単位：円)		
(1) 納付税額		
115,917,200－98,233,300＝17,683,900		
	金額	円
		◎ 17,683,900

【講評】

〔第一問 問1〕

問1では、消費者向け電気通信利用役務の提供を行っている外国法人に関する問題が出題されました。

(1)については国内において行われる役務の提供に該当することが、(2)については新設法人の外国法人の特例の説明ができているかどうかポイントとなります。

以上より第一問問1では26点前後の得点が合否ラインになると思われます。

〔第一問 問2〕

問2では、課税売上割合に準ずる割合に関する問題が出題されました。

(1)については、承認を受けた課税期間から効果が生ずることを解答しますが、みなし承認の規定まで解答できているかどうかポイントとなります。また、(2)については、普段計算問題を解答している内容を思い出していただければ解答できたと思います。

以上より第一問問2では10点前後の得点が合否ラインになると思われます。

〔第二問〕

食料品の製造業を営む事業者の原則計算による総合計算問題が出題されました。

C製品についての製品不良関連損失、ビルA及びビルBについて譲渡した場合の仕入れに係る消費税額の調整計算といった難易度の高い修正事項が出題されていましたが、通勤手当、在宅ワークのための通信費、博覧会の入場チケット、定期購読契約している新聞（日刊紙）の購読料といった基本事項を間違いなく処理できているかどうか合否のポイントとなります。

第二問は26点前後の得点が合否ラインになると思われます。

〔ボーダーライン〕

第一問			第二問	得点合計
問1	問2	合計		
26点	10点	36点	26点	62点



ライブお疲れさま会

のご案内

今年の税理士試験を受験された皆様のこれまでの努力を労いつつ、試験後に新たな一步を一緒に考える生配信「お疲れさま会」をYouTube Liveにて下記の日程で生配信いたします。

配信中はチャットを通じたご相談も大歓迎です。気になることは相談しつつ、一緒に同じ科目に挑戦する予定の皆さんで集まって、来年度の試験に向けてスタートダッシュを切りましょう！



配信日時

簿記論・財務諸表論

8/12(火)20:00~

法人税法

8/14(木)20:00~

相続税法

8/15(金)20:00~

消費税法

8/13(水)20:00~

※アーカイブ配信も行う予定です。

税理士WEB講座の特長



- ・ **オンラインでどこでも学習OK**
自宅にいながら実力派講師の講義が受けられます。
- ・ **後からでも、何度でも受講OK**
受講期間内は好きな時に繰り返し見直せます。
- ・ **スマホ・タブレットにダウンロードOK**
通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

※WEB講座受講画面をイメージしたはめ込み画像です。
※WEB講座の内容・サービス等は予告なく変更となる場合がございます。
最新の情報はネットスクールホームページにてご確認ください。



ネットスクール公式YouTubeチャンネルにて生配信
<https://www.youtube.com/@netschoolcorp>

🔍 ネットスクール YouTube ×



分割払い金利無料キャンペーン実施中！ 2025/9/30 (火)正午まで

WEB講座の詳細・お申込は



Net-School



0120-979-919 (平日 10:00~18:00)



<https://www.net-school.co.jp/>